

令和4年10月より須坂市・小布施町・高山村のお住まいの方を対象に

法人後見事業をはじめます



須高地域成年後見支援センターでは、高齢化の進行などで成年後見制度を必要の方が増える中、「須坂市社会福祉協議会」が法人として、紛争性が無く適切な親族後見人等が得られない方の成年後見人等を受任し、認知症や障がいのある方で判断力が不十分な方が、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるように支援する法人後見事業を開始します。ご利用には審査がありますので、まずは須高地域成年後見支援センター(電話026-214-1027)にご相談ください。

こんなことでお困りではありませんか？

最近、物忘れが増えたなあ…お金管理不安だけど後見業務やってくれる親族がいないなあ



私たちも年をとってきたから…知的障がいのある息子の将来が心配…



一人暮らしの兄(母)が認知症に…私は県外で後見人業務は難しい…誰か後見人になってくれないかしら



成年後見制度とは

認知症や知的障がい、精神障がいなどにより、物事を判断する能力が十分でない方が、地域の中で安心して暮らし続けられるように、ご本人の援助者を選ぶことで、ご本人の財産と権利を法律的に守り、本人の意思を尊重した生活ができるように支援するための制度です。主な後見業務は身上監護と財産管理です。

身上監護



本人が安心して生活を送れるように見守りや手続きを行います

- 施設の入退所に関する契約締結や支払い
- 年金の受給や役所の手続き等

財産管理



資産や収支を把握し、本人のための支出を計画的に行います

- 金融機関との取引や支払い
- 通帳や権利証等の保管・不動産等の管理等

法人後見の相談から支援開始までの流れ



1 相談

- ◎ご本人やご親族、関係者の方から、須高地域成年後見支援センターへご相談ください。
- ◎本人の支援を目的とする制度です。センター職員が、本人やご親族、関係者に成年後見制度について説明し、本人の意向などを確認し、制度活用の検討をします。

2 状況の把握・要件の確認

- ◎ご本人の判断力や生活状況、経済状況等を本人やご親族、関係者の方から、面談等で確認し、制度利用に必要な情報を整理します。
- ◎法人後見事業の対象者になるには要件があります。

3 運営委員会

- ◎センターが作成した資料に基づいて、医療・福祉・法律等の専門職からなる運営委員会の中の審査委員会で法人として受任するかの審議を行います。

4 申立て

- ◎申立人から家庭裁判所へ申立書などの必要書類を提出していただきます。

5 審判

- ◎家庭裁判所から、須坂市社会福祉協議会を選任する審判を受けます。ただし、須坂市社会福祉協議会が選任されるかどうかは家庭裁判所の判断となりますので、選任されないこともあります。

6 支援の開始

- ◎審判が確定したら、支援を開始します。

◀相談・問合せ先▶

社会福祉法人須坂市社会福祉協議会
須高地域成年後見支援センター
〒382-0074

須坂市大字須坂476-1

電話026-214-1027

FAX026-246-0054

受付時間:月~金曜日 8:30~17:15

【土・日・祝・12/29~1/3を除く】

